

大 阪 市 長

事務所所在地

社会福祉連携推進法人名称

代表者名

社会福祉連携推進法人設立支援事業費補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、社会福祉連携推進法人設立支援事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

- | | | |
|-------------------------|---------------------|---|
| (1) ア 補助金の額（設立準備等に係る経費） | 金 | 円 |
| イ 補助金の額（企画立案等に係る経費） | 金 | 円 |
| （補助対象事業費総額） | 金 | 円 |
| (2) 算出の基礎 | 詳細別紙「収支予算書ア及びイ」のとおり | |

2 補助事業の名称、目的及び内容

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 内容 別紙「事業計画書ア及びイ」のとおり

3 補助事業の開始日及び完了予定日

- | | | | | | | |
|--------------|---|---|----|---|---|---|
| ア 設立準備等に係る経費 | 年 | 月 | 日～ | 年 | 月 | 日 |
| イ 企画立案等に係る経費 | 年 | 月 | 日～ | 年 | 月 | 日 |

4 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

様

大 阪 市 長
(担当:福祉局総務部総務課法人監理グループ)

社会福祉連携推進法人設立支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請がありました社会福祉連携推進法人設立支援事業費補助金については、次のとおり交付することとしたので、社会福祉連携推進法人設立支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項の規定により通知します。

記

1 補助金の交付額	金	円
うちア 設立準備等に係る経費	金	円
イ 企画立案等に係る経費	金	円

2 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更（要綱第7条第2項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (5) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び要綱の規定を遵守すべきこと。

様式第3号

大福祉船分第 号
令和 年 月 日

様

大 阪 市 長
(担当:福祉局総務部総務課法人監理グループ)

社会福祉連携推進法人設立支援事業費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請がありました社会福祉連携推進法人設立支援事業費補助金については、次の理由により不交付を決定したので、社会福祉連携推進法人設立支援事業費補助金交付要綱第4条第2項の規定により、通知します。

(交付しない理由)

大 阪 市 長

事務所所在地

社会福祉連携推進法人名称

代表者名

社会福祉連携推進法人設立支援事業費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け大阪市指令福祉船分第 号により通知を受けた社会福祉連携推進法人設立支援事業費補助金の交付決定について、社会福祉連携推進法人設立支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請を取下げます。

- 1 補助金交付決定通知書を受け取った日 令和 年 月 日
- 2 取下げの理由

様式第 5 号

令和 年 月 日

大 阪 市 長

事務所所在地

社会福祉連携推進法人名称

代表者名

社会福祉連携推進法人設立支援事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令福祉船分第 号により交付の決定を受けた補助事業について、社会福祉連携推進法人設立支援事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

令和 年 月 日

様

大 阪 市 長
(担当:福祉局総務部総務課法人監理グループ)

社会福祉連携推進法人設立支援事業費補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令福祉船分第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、社会福祉連携推進法人設立支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由(中止の場合は、その期間))

様式第7号

大阪市指令福祉船分第 号
令和 年 月 日

様

大 阪 市 長
(担当:福祉局総務部総務課法人監理グループ)

社会福祉連携推進法人設立支援事業費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令福祉船分第 号により交付決定した社会福祉連携推進法人設立支援事業費補助金について、社会福祉連携推進法人設立支援事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

記

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

大 阪 市 長

事務所所在地

社会福祉連携推進法人名称

代表者名

社会福祉連携推進法人設立支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け大阪市指令福祉船分第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、社会福祉連携推進法人設立支援事業費補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助事業等の名称

2 補助金の予定金額	金	円
うちア 設立準備等に係る経費	金	円
イ 企画立案等に係る経費	金	円

3 添付書類

- (1) 補助金の交付決定額とその精算額
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業の実績
- (4) 領収書等補助経費にかかる支出の確認ができる書類

大福祉船分第 号
令和 年 月 日

様

大 阪 市 長
(担当:福祉局総務部総務課法人監理グループ)

社会福祉連携推進法人設立支援事業費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令福祉船分第 号により交付決定した社会福祉連携推進法人設立支援事業費補助金については、令和 年 月 日付けで提出された事業実績報告に基づき、次のとおり補助金額を確定したので、社会福祉連携推進法人設立支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

1	確定金額	金	円
	うちア 設立準備等に係る経費	金	円
	イ 企画立案等に係る経費	金	円

様式第10号

大阪市指令福祉船分第 号
令和 年 月 日

様

大 阪 市 長
(担当:福祉局総務部総務課法人監理グループ)

社会福祉連携推進法人設立支援事業費補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令福祉船分第 号により交付決定した社会福祉連携推進法人設立支援事業費補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、社会福祉連携推進法人設立支援事業費補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由